

地方独立行政法人堺市立病院機構における
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和元年 6 月 12 日 施行

令和 7 年 5 月 1 日改正

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

1. 目的

法人が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することで、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本方針において「障害者就労施設等」とは、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次に掲げる施設等とする。

- (1)障害者支援施設
- (2)地域活動支援センター
- (3)生活介護事業所
- (4)就労移行支援事業所
- (5)就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (6)小規模作業所
- (7)特例子会社
- (8)重度障害者多数雇用事業所
- (9)在宅就業障害者
- (10)在宅就業支援団体

3. 適用範囲

本方針は、法人のすべての組織に適用するものとする。

4. 調達を推進する物品等

法人が調達を推進する物品等は、事務用品、各種記念品、食料品、印刷、清掃など、障害者就労施設等が供給することが可能なものとする。

5. 調達目標

毎年度の調達目標は 10 万円（税込）とする。

6. 調達の推進方法

法人は、契約手続きの透明性の向上及び公正な競争の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図りつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に定める事項について取り組むものとする。

- (1) 障害者就労施設等に対する情報提供として、一般競争入札等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により提供するように努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報について、特に契約業務に携わる部署へ周知し、発注業務の円滑化を図るものとする。
- (3) 法人と業務委託契約を締結している相手方等に対し、必要に応じて、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する理解と協力を求める。

7. 授産活動支援センターの活用推進

法人は、障害者就労施設等（2 の(7)から(10)を除く）から物品等を調達する場合は、物品等の調達に関して当該施設をあっせんし又は仲介する等の業務を行う授産活動支援センターの活用を推進する。

8. 調達実績の公表

法人は、会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、ホームページ等により公表するものとする。

9. 担当窓口

本方針の担当窓口は、管理課とする。

10. 公契約における障害者の就業を促進するための措置

法人は、法第 10 条の規定に基づき、公契約において競争に参加するものに必要な資格を定めるに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主であるかについて申告を行わせることとする。

11. その他留意すべき事項

法人は、予算の適正な使用に留意しつつ、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、次に定める事項について取り組むものとする。

- (1) 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するものとする。
- (2) 法人が随意契約できる金額の範囲内にて物品等を調達するに当たり、障害者就労施設等が同等のものを供給することが可能な場合は、当該施設等から優先的に調達するものとする。

る。

- (3) 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期又は履行期間の設定に努めるものとする。
- (4) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。